「静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部改正案」に対する 県民意見募集の結果(概要)

1 条例名について

No.	意見の要旨	意見に対する対応(考え方)
	「口」は、こども向けには「お口」という	日本歯科医師会が 1928 年(昭和 3
	言い方をするが、市町の計画では「口	年)から実施している「歯と口の健康週
	腔」という表現が多数である。	間(6月4日~10日)」においても同様
1	条例名の「口」という表現を「口腔」に	に表現しているなど、県民にとって分か
	変えてはどうか。	りやすく親しみのある名称となるよう
		「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」
		としています。

2 第9条(基本的施策の実施)について

No.	意見の要旨	意見に対する対応(考え方)
	「フッ化物応用(むし歯の予防作用	県民により分かりやすい表現にする
	があるフッ化物を <u>経口的に摂取するこ</u>	ため、「フッ化物応用(むし歯の予防
	<u>と</u> をいう。)」という曖昧な表現では、	作用があるフッ化物を <u>歯面等に適切に</u>
	県民に十分理解されない懸念があるた	作用させる方法をいう。)」に表現を修
1	め、「フッ化物応用(フッ化物洗口、フッ	正します。
	化物配合歯磨剤など)」の分かりやすい	
	表現に変えてはどうか。	
	(以下、No.2からNo.7まで同様の意見)	
	一般に「経口的に摂取」とは、口から	
	体内に取り込むことを意味する。	
	食べ物や飲み物、薬、栄養素を口か	
2	ら飲み込み取り入れる行為であり、フロ	No.1と同様
	リデーションや錠剤と誤解が生じるた	110.1 二十八八
	め、表現を変える必要があるのではな	
	いか。	
		1

No.	意見の要旨	意見に対する対応(考え方)
3	「経口的に摂取」という表現は、フッ化物を飲み込むという誤った印象を県民に与える可能性がある。 歯科保健の現場では、フッ化物洗口、フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等が行われており、「応用」はこれらを含む包括的表現である。「フッ化物応用(むし歯の予防作用があるフッ化物を歯面などに適切に作用させる方法をいう。)」又は「フッ化物応用(洗口や塗布などにより歯面に作用させることをいう。)」等のより実態に即した表現に変更したほうがよいのではないか。	No.1と同様
4	「フッ化物応用(むし歯の予防作用があるフッ化物を経口的に摂取することをいう。)」という表現は、専門的には「歯面への取込み」等を含む広義の意味で示されていると考えるが、広く実施されているフッ化物洗口等(局所応用)を含むのかどうか誤解されるおそれがあるのではないか。「局所応用および全身応用の両方を含むこと」等の補足があれば、条例の趣旨がより正確かつ誤解なく伝わり、施策の幅と方向性が明確になるのではないか。	No.1と同様
5	経口的に摂取するという文言は、フッ 化物を飲んでしまうような印象を受ける ため誤解を招きやすく、フッ化物洗口、 フッ化物塗布、歯磨剤の使用などとした 方がよいのではないか。	No.1と同様

No.	意見の要旨	意見に対する対応(考え方)
6	いずれの方法でも微量は経口摂取されるが、改正案では薬を服用するイメージを想起するため、フッ化物応用(むし歯の予防作用があるフッ化物塗布・フッ化物洗口・フッ化物配合歯磨剤などの利用のことをいう)とするなど、県民に分かりやすい表現にしてはどうか。	No.1と同様
7	経口的に摂取するという表現は、口から飲むことを想像させ適切でない。県民に分かりやすい表現にしてほしい。例えば、フッ化物応用(フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤など)という表現にしたらどうか。	No.1と同様

3 その他

No.	意見の要旨	意見に対する対応(考え方)
	歯科口腔保健の推進に関する法律の	ライフステージごとの特性、ライフコー
	趣旨が明確に示され、ライフステージ、	スアプローチの観点やオーラルフレイル
	ライフコースアプローチの観点やオーラ	予防等の新たな概念を踏まえた施策を
	ルフレイル予防、定期歯科検診の推進、	実施するとともに、定期的な歯科検診の
	科学的根拠に基づくフッ化物応用等が	受診の推進、法の趣旨に則った医療・
	盛り込まれた点を評価し、賛同する。	福祉・教育等の関係者との連携により、
1	これらは、超高齢化社会で県民の健	県民の生涯を通じた切れ目のない歯や
	康を支えるために必要不可欠な視点で	口の健康づくりを一層進めてまいりま
	あり、歯科保健が医療・福祉・教育と連	す。
	携して果たす役割の重要性が強調され	
	ていることも妥当と考える。	
	(同様の意見 ほか5件)	

No.	意見の要旨	意見に対する対応(考え方)
	今後は、県民が施策に参加・体感で	県民が参画しオーラルフレイル予防
	きる仕組みの整備、市町における歯科	等の歯や口の健康づくりを推進する県
2	保健計画の策定支援や人材確保、財政	単位の組織を設置するほか、市町が行
	的支援のさらなる充実を望む。	う計画策定等への専門的・技術的支援
		を引き続き行ってまいります。